経常収支	12,512	6,374	13,074
(対前年同月比)	(−4.3)	(−47.0)	(−24.8)
投資収支	−7,758	−1,102	−15,701
直接投資	−8,330	−4,130	−2,648
証券投資	−25,608	43,921	−73,545
(証券貸借取引を除く)	(6,818)	(46,472)	(−30,564)
金融派生商品	−9,445	−10,340	−2,454
その他投資	35,626	−30,553	62,945
(証券貸借取引を除く)	(3,200)	(−33,103)	(19,964)
その他資本収支	−865	−215	−142
資本収支	−8,623	−1,317	−15,843
外貨準備増(−)減	2,205	1,527	6,178
誤差脱漏	−6,094	−6,584	−3,409

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

平成24年度中国際収支状況（速報）

財務省
（単位：億円、%）

項目	平成24年度	前年度	対前年度比増減
貿易・サービス収支	−94,759	−52,964	−41,795
(対前年度比)	(78.9)	(—)	
貿易収支	−68,947	−34,697	−34,250
(対前年度比)	(98.7)	(—)	
輸出	615,703	626,276	−10,572
(対前年度比)	(−1.7)	(−2.8)	
輸入	684,650	660,973	23,677
(対前年度比)	(3.6)	(14.0)	
サービス収支	−25,812	−18,267	−7,545
所得収支	147,245	140,070	7,176
経常移転収支	−9,556	−10,927	1,371
経常収支	42,931	76,179	−33,248
(対前年度比)	(−43.6)	(−54.3)	
投資収支	−51,020	27,057	−78,077
直接投資	−98,931	−94,873	−4,058
証券投資	129,404	57,229	72,176
(証券貸借取引を除く)	(95,306)	(54,769)	(40,537)
金融派生商品	−34,821	14,062	−48,883
その他投資	−46,672	50,640	−97,312
(証券貸借取引を除く)	(−12,458)	(53,055)	(−65,512)
その他資本収支	−3,766	2,561	−6,327
資本収支	−54,786	29,618	−84,405
外貨準備増(−)減	23,934	−114,939	138,873
誤差脱漏	−12,078	9,142	−21,220

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公告

諮詢事項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成25年６月25日までに東北財務局理財部金融監督第１課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21711001663②渋谷　英城③渋谷　英城④山形県南陽市椚塚806の１

①20202000763②小笠原秀樹③小笠原秀樹④青森県青森市三内字丸山381―257

①020001000140②中村　克史③中村　克史④愛媛県伊予市米湊178―１

①020001000444②株式会社ペンションプロジェクト③愛澤　元重④東京都新宿区高田馬場１―16―８

平成25年５月27日

東北財務局長　北村　　信

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第８号

次に掲げる鉱業権者又は鉱業権者の代表者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所又は区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

⑴　登録番号　岐阜県採掘権登録第1157号　鉱業権者　東京都台東区西浅草二丁目７番５号　日々野匡彦

⑵　登録番号　岐阜県採掘権登録第626号　鉱業権者代表者　愛知県名古屋市中川区荒子二丁目206番地　鬼頭　　毅

⑶　登録番号　岐阜県採掘権登録第1264号　鉱業権者　愛知県名古屋市中区錦３―23―18（ニューサカエビル）　キクオカ綜業株式会社

⑷　登録番号　岐阜県採掘権登録第1319号　鉱業権者　岐阜県土岐市森下町二丁目３番地（森下荘）　生田みよ子

記

⑴　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し

⑵　処分の日　平成25年３月26日

平成25年５月27日　　中部経済産業局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年５月27日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

１　処分をした年月日　平成25年４月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＮＴＴ西日本―四国　清水　哲司　愛媛県松山市一番町４－３　国土交通大臣許可（特―22）第16178号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（土木工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年４月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第６４２号

名古屋市北区清水４丁目17番１号
申立人　名古屋市北区長　住田　　博
本籍愛知県名古屋市北区東長田町３丁目33番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県名古屋市、死亡年月日平成24年10月25日、出生の場所愛知県名古屋市、出生年月日昭和28年２月21日、職業不明
被相続人　亡　稲垣　智子
事務所愛知県名古屋市中区丸の内２－２－５　丸の内・ヒビノ・オフィスラインズ５階501　桑原亮法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金岡　宏樹
名古屋家庭裁判所